別表三（三）　記載要領

この表は、法人が租税特別措置法第63条第２項第１号（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）に規定する短期所有に係る土地の譲渡等（令和８年３月31日以前に行うものを除く。）について同条第１項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表三㈢の表中

事業年度 又は連結 事業年度	を	事　業 年　度	に、
措法第63条第３項第２号から第６号までの該当号 旧措法第68条の69第３項第２号から第６号までの該当号	を	措法第63条第３項第２号から第６号までの該当号	に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表三（四）　記載要領

この表は、法人が租税特別措置法第63条第２項第１号（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）に規定する短期所有に係る土地の譲渡等（令和８年３月31日以前に行うものを除く。）について同条第３項（第２号から第６号までに係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合（その譲渡に係る土地等（同法第62条の３第２項第１号イ（土地の譲渡等がある場合の特別税率）に規定する土地等をいう。）の面積が1,000平方メートル以上である場合に限る。）に記載すること。

別表三㈣を次のように改める。